

中華人民共和國市場主體管理條例實施細則
中华人民共和国市场主体登记管理条例实施细则
国家市场监督管理总局令
第 52 号

「中華人民共和國市場主體登記管理條例實施細則」は、2022 年 2 月 9 日、市場監督管理
総局第 3 回局務会議にて可決したため、ここに公布し、公布日から施行する。

局長 張工
2022 年 3 月 1 日

(各条の見出しは便宜的に付したものであり、中国語原文にはない)

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語訳
第一章 总则	第一章 総則
第一条 根据《中华人民共和国市场主体登记管理条例》（以下简称《条例》）等有关法律法规，制定本实施细则。	第1条（根拠法令） 「中華人民共和國市場主體登記管理條例」（以下「条例」という）等の関連法律法規に基づき、本実施細則を制定する。
第二条 市场主体登记管理应当遵循依法合规、规范统一、公开透明、便捷高效的原则。	第2条（適用対象） 市場主体の登記管理は、合法規的、規範統一、公開透明、便利高効率の原則を遵守しなければならない。
第三条 国家市场监督管理总局主管全国市场主体统一登记管理工作，制定市场主体登记管理的制度措施，推进登记全程电子化，规范登记行为，指导地方登记机关依法有序开展登记管理工作。 县级以上地方市场监督管理部门主管本辖区市场主体登记管理工作，加强对辖区内市场主体登记管理工作的统筹指导和监督管理，提升登记管理水平。 县级市场监督管理部门的派出机构可以依法承担个体工商户等市场主体的登记管理职责。 各级登记机关依法履行登记管理职责，执行全国统一的登记管理政策文件	第3条（各級機関の役割） 国家市場監督管理総局は、全国の市場主体の統一登記管理業務を主管し、市場主体登記管理の制度措置を制定し、登記の全過程の電子化を推進し、登記行為を規範化し、地方登記機関が法に基づいて秩序有る登記管理業務を展開するよう指導する。 県級以上の地方市場監督管理部門は、管轄区の市場主体登記管理業務を主管し、管轄区内の市場主体登記業務に対する統括指導及び監督管理を強化し、登記管理レベルを向上させる。 県級市場監督管理部門の派出機構は、法に基づき、個人商工業者等市場主体の登記管理職責を担うことができる。 各級の登記機関は、法に基づき、登記管理職

和规范要求，使用统一的登记材料、文书格式，以及省级统一的市场主体登记管理系统，优化登记办理流程，推行网上办理等便捷方式，健全数据安全管理制度，提供规范化、标准化登记管理服务。	責を履行し、全国統一の登記管理政策文書及び規範要求を執行し、統一の登記資料、文書様式及び省級統一の市場主体登記管理システムを使用し、登記手續プロセスを最適化し、オンライン手續等の簡便な方法を推進し、データセキュリティ管理制度を健全化し、規範化され標準化された登記管理サービスを提供する。
第四条 省级以上人民政府或者其授权的国有资产监督管理机构履行出资人职责的公司，以及该公司投资设立并持有 50% 以上股权或者股份的公司的登记管理由省级登记机关负责；股份有限公司的登记管理由地市级以上地方登记机关负责。 除前款规定的情形外，省级市场监督管理部门依法对本辖区登记管辖作出统一规定；上级登记机关在特定情形下，可以依法将部分市场主体登记管理工作交由下级登记机关承担，或者承担下级登记机关的部分登记管理工作。 外商投资企业登记管理由国家市场监督管理总局或者其授权的地方市场监督管理部门负责。	第4条（市場主体種類別の管轄機関） 省級以上の人民政府又はその授權した国有資産監督管理機構が出資者の職責を履行する会社及び当該会社が投資して設立し、且つ 50%以上の出資権又は株式を保有する会社の登記管理は、省級の登記機関が責任を負う。株式会社の登記管理は、地市級以上の地方登記機関が責任を負う。 前項に規定する状況を除き、省級市場監督管理部門は、法に基づき、管轄区の登記管轄に対して統一規定を制定する。上級登記機関は、特定の状況下において、法に基づき、一部市場主体の登記管理業務を委譲して下級登記機関に担わせ、又は下級登記機関の一部の登記管理業務を担うことができる。 外商投資企業の登記管理は、国家市場監督管理総局又はその授權した地方市場監督管理部門が責任を負う。
第五条 国家市场监督管理总局应当加强信息化建设，统一登记管理业务规范、数据标准和平台服务接口，归集全国市场主体登记管理信息。 省级市场监督管理部门主管本辖区登记管理信息化建设，建立统一的市场主体登记管理系统，归集市场主体登记管理信息，规范市场主体登记注册流程，提升政务服务水平，强化部门间信息共享和业务协同，提升市场主体登记管理便利化程度。	第5条（情報化体制構築） 国家市場監督管理総局は、情報化体制構築を強化し、登記管理業務規範、データ基準とプラットフォームサービスインターフェースを統一し、全国市場主体の登記管理情報を収集しなければならない。 省級市場監督管理部門は、管轄区の登記管理の情報化体制構築を主管し、統一的な市場主体登記管理システムを構築し、市場主体登記管理情報を収集し、市場主体登記登録プロセスを規範化し、政務サービスレベルを向上させ、部門間の情報共有と業務協同を強化し、市場主体登記管理の利便性を向上させる。

第二章 登记事项	第二章 登記事項
第六条 市场主体应当按照类型依法登记下列事项： (一)公司：名称、类型、经营范围、住所、注册资本、法定代表人姓名、有限责任公司股东或者股份有限公司发起人姓名或者名称。 (二)非公司企业法人：名称、类型、经营范围、住所、出资额、法定代表人姓名、出资人（主管部门）名称。 (三)个人独资企业：名称、类型、经营范围、住所、出资额、投资人姓名及居所。 (四)合伙企业：名称、类型、经营范围、主要经营场所、出资额、执行事务合伙人名称或者姓名，合伙人名称或者姓名、住所、承担责任方式。执行事务合伙人是法人或者其他组织的，登记事项还应当包括其委派的代表姓名。 (五)农民专业合作社（联合社）：名称、类型、经营范围、住所、出资额、法定代表人姓名。 (六)分支机构：名称、类型、经营范围、经营场所、负责人姓名。 (七)个体工商户：组成形式、经营范围、经营场所，经营者姓名、住所。个体工商户使用名称的，登记事项还应当包括名称。 (八)法律、行政法规规定的其他事项。	第6条（登記事項） 市場主体は、類型毎に、法に基づき、次の事項を登記しなければならない。 (1) 会社：名称、類型、経営範囲、住所、登録資本、法定代表者氏名、有限責任会社株主又は株式会社発起人の氏名又は名称。 (2) 非会社企業法人：名称、類型、経営範囲、住所、出資額、法定代表者氏名、出資者（主管部門）名称。 (3) 個人独資企業：名称、類型、経営範囲、住所、出資額、投資者の氏名及び住所。 (4) パートナー企業：名称、類型、経営範囲、主要经营場所、出資額、執行事務パートナーの名称又は氏名、パートナーの名称又は氏名、住所、責任負担の方式。執行事務パートナーは法人又は他の組織であり、登記事項には委任された代表名も含まれていない。 (5) 農民専門合作社（連合社）：名称、類型、経営範囲、住所、出資額、法定代表者氏名。 (6) 分支機構：名称、類型、経営範囲、経営場所、責任者氏名。 (7) 個人商工業者：構成形式、経営範囲、経営場所、経営者氏名、住所。個人商工業者が名称を使用する場合、登記事項には名称も含まれない。 (8) 法律、行政法規に規定されたその他の事項。
第七条 市场主体应当按照类型依法备案下列事项： (一)公司：章程、经营期限、有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴的出资数额、董事、监事、高级管理人员、登记联络员、外商投	第7条（届出事項） 市場主体は、類型毎に、法に基づき、次の事項を届出しなければならない。 (1) 会社：定款、経営期限、有限責任会社の株主又は株式会社の発起人が引き受けた出資額、董事、監事、高級管理者、登記連絡員、外商投資会社法律文書送達受取人。

资公司法律文件送达接受人。 (二) 非公司企业法人：章程、经营期限、登记联络员。 (三) 个人独资企业：登记联络员。 (四) 合伙企业：合伙协议、合伙期限、合伙人认缴或者实际缴付的出资数额、缴付期限和出资方式、登记联络员、外商投资合伙企业法律文件送达接受人。 (五) 农民专业合作社（联合社）：章程、成员、登记联络员。 (六) 分支机构：登记联络员。 (七) 个体工商户：家庭参加经营的家庭成员姓名、登记联络员。 (八) 公司、合伙企业等市场主体受益所有人相关信息。 (九) 法律、行政法规规定的其他事项。 上述备案事项由登记机关在设立登记时一并进行信息采集。 受益所有人信息管理制度由中国人民银行会同国家市场监督管理总局另行制定。	(2) 非会社企業法人：定款、経営期限、登記連絡員。 (3) 個人独資企業：登記連絡員。 (4) パートナー企業：パートナー契約、パートナー期限、パートナーが引き受け、又は実際に払い込んだ出資額、払込期限及び出资方式、登記連絡員、外商投資パートナー企業法律文書送達受取人。 (5) 農民専門合作社（連合社）：定款、構成員、登記連絡員。 (6) 分支機構：登記連絡員。 (7) 個人商工業者：家庭が経営に参加する場合の家庭構成員の氏名、登記連絡員。 (8) 会社、パートナー企業等の市場主体の受益所有者関連情報。 (9) 法律、行政法規に規定されたその他の事項。 上記届出事項については、設立登記時に登記機関が一括して情報収集を行う。 受益所有者情報管理製度は、中国人民銀行が国家市場監督管理総局と共同で別途制定する。
第八条 市场主体名称由申请人依法自主申报。	第8条（名称の自主申告） 市場主体名称は、申請者が法に基づいて自主申告を行う。
第九条 申请人应当依法申请登记下列市场主体类型： (一) 有限责任公司、股份有限公司； (二) 全民所有制企业、集体所有制企业、联营企业； (三) 个人独资企业； (四) 普通合伙（含特殊普通合伙）企业、有限合伙企业； (五) 农民专业合作社、农民专业合作社联合社； (六) 个人经营的个体工商户、家庭经营的个体工商户。	第9条（市場主体類型） 申請者は、法に基づき、次の市場主体類型の登記を申請しなければならない。 (1) 有限責任会社、株式会社 (2) 全民所有制企業、集団所有制企業、共同經營企業 (3) 個人独資企業 (4) 普通パートナー（特殊普通パートナーを含む）企業、有限パートナー企業 (5) 農民専門合作社、農民専門合作社連合社 (6) 個人経営の個人商工業者、家庭経営の個人商工業者 分支機構は、該当する市場主体類型により、

分支机构应当按所属市场主体类型注明分公司或者相应的分支机构。	分公司又は対応する分支機構を明記しなければならない。
第十条 申请人应当根据市场主体类型依法向其住所（主要经营场所、经营场所）所在地具有登记管辖权的登记机关办理登记。	第10条（管轄登記機関） 申請者は、市場主体類型毎に、法に基づき、住所（主要經營場所、經營場所）所在地に登記管轄権を有する登記機関において登記手続きを行わなければならない。
第十一条 申请人申请登记市场主体法定代表人、执行事务合伙人（含委派代表），应当符合章程或者协议约定。 合伙协议未约定或者全体合伙人未决定委托执行事务合伙人的，除有限合伙人外，申请人应当将其他合伙人均登记为执行事务合伙人。	第11条（法定代表者等登記） 申請者が市場主体の法定代表者、執行事務パートナー（委任代表を含む）の登記を申請する場合、定款又は契約の約定に合致しなければならない。 パートナー契約において約定されておらず、又はすべてのパートナーが執行事務パートナーに委任することを決定していない場合、有限パートナーを除き、申請者は、その他のパートナーをすべて執行事務パートナーとして登記しなければならない。
第十二条 申请人应当按照国家市场监督管理总局发布的经营范围规范目录，根据市场主体主要行业或者经营特征自主选择一般经营项目和许可经营项目，申请办理经营范围登记。	第12条（經營範圍の登記） 申請者は、国家市場監督管理総局が発表した經營範圍規範目録に従い、市場主体の主要業界又は經營特徴に基づき、一般經營項目及び許可經營項目を自主的に選択し、經營範圍の登記手続きを申請しなければならない。
第十三条 申请人申请登记的市场主体注册资本（出资额）应当符合章程或者协议约定。 市场主体注册资本（出资额）以人民币表示。外商投资企业的注册资本（出资额）可以用可自由兑换的货币表示。 依法以境内公司股权或者债权出资的，应当权属清楚、权能完整，依法可以评估、转让，符合公司章程规定。	第13条（登録資本の登記） 申請者が登記を申請した市場主体の登録資本（出資額）は、定款又は契約の約定に合致しなければならない。 市場主体の登録資本（出資額）は、人民元で表示する。外商投資企業の登録資本（出資額）は、自由に両替できる通貨で表示することができる。 法に基づき、国内会社の出資権又は債権で出資する場合、権利の帰属が明確で、権利能力が完全でなければならない。法に基づき、評価又は譲渡することができ、会社定款の規定に合致しなければならない。
第三章 登记规范	第三章 登記規範

第十四条 申请人可以自行或者指定代表人、委托代理人办理市场主体登记、备案事项。	第14条（手続き実行者） 申請者は、自ら又は代表者を指定し、代理人に委任し、市場主体の登記、届出事項を手続きすることができる。
第十五条 申请人应当在申请材料上签名或者盖章。 申请人可以通过全国统一电子营业执照系统等电子签名工具和途径进行电子签名或者电子签章。符合法律规定的可靠电子签名、电子签章与手写签名或者盖章具有同等法律效力。	第15条（署名捺印） 申請者は、申請資料に署名又は捺印を行わなければならない。 申請者は、全国統一電子営業許可証システム等の電子署名の手段又は方法により、電子署名又は電子捺印を行うことができる。法律規定に合致する信頼できる電子署名、電子捺印は、手書き署名又は捺印と同等の法的効力を有する。
第十六条 在办理登记、备案事项时，申请人应当配合登记机关通过实名认证系统，采用人脸识别等方式对下列人员进行实名验证： （一）法定代表人、执行事务合伙人（含委派代表）、负责人； （二）有限责任公司股东、股份有限公司发起人、公司董事、监事及高级管理人员； （三）个人独资企业投资人、合伙企业合伙人、农民专业合作社（联合社）成员、个体工商户经营者； （四）市场主体登记联络员、外商投资企业法律文件送达接受人； （五）指定的代表人或者委托代理人。 因特殊原因，当事人无法通过实名认证系统核验身份信息的，可以提交经依法公证的自然人身份证明文件，或者由本人持身份证件到现场办理。	第16条（実名認証） 登記、届出事項の手続きを行うとき、申請者は、登記機関が実名認証システムを通じて顔識別等の方法を採用し、次の者に対して行う実名認証に協力しなければならない。 （1）法定代表人、執行事務パートナー（委任代表を含む）、責任者 （2）有限責任会社の株主、株式会社の発起人、会社の董事、監事及び高級管理者 （3）個人独資企業の出資者、パートナー企業のパートナー、農民専門合作社（連合社）の構成員、個人商工業者の経営者 （4）市場主体登記連絡員、外商投資企業の法律文書送達受取人 （5）指定する代表者又は委任代理人。 特殊な原因により、当事者が実名認証システムを通じて身分情報を確認することができない場合、法に基づいて公証された自然人身分証明書類を提出し、又は本人が身分証明書をもって現場で処理することができる。
第十七条 办理市场主体登记、备案事项，申请人可以到登记机关现场提交申请，也可以通过市场主体登记注册系统提出申请。 申请人对申请材料的真实性、合法	第17条（手続き方法） 市場主体の登記・届出事項の手続きを行うとき、申請者は登記機関の現場に赴いて申請を提出し、又は市場主体登記登録システムを通じて申請を提出することができる。 申請者は、申請資料の真実性、合法性、有効

性、有效性负责。 办理市场主体登记、备案事项，应当遵守法律法规，诚实守信，不得利用市场主体登记，牟取非法利益，扰乱市场秩序，危害国家安全、社会公共利益。	性について責任を負う。 市場主体の登記・届出事項の手続きは、法律法規を遵守し、信義に従い誠実に行わなければならない。市場主体登記を利用して不法な利益をむさぼり、市場秩序を乱し、国家の安全や社会公共の利益に危害を与えてはならない。
第十八条 申请材料齐全、符合法定形式的，登记机关予以确认，并当场登记，出具登记通知书，及时制发营业执照。 不予当场登记的，登记机关应当向申请人出具接收申请材料凭证，并在 3 个工作日内对申请材料进行审查；情形复杂的，经登记机关负责人批准，可以延长 3 个工作日，并书面告知申请人。 申请材料不齐全或者不符合法定形式的，登记机关应当将申请材料退还申请人，并一次性告知申请人需要补正的材料。申请人补正后，应当重新提交申请材料。 不属于市场主体登记范畴或者不属于本登记机关登记管辖范围的事项，登记机关应当告知申请人向有关行政机关申请。	第18条 （登記手順） 申請書類が揃っており、法定の形式を満たす場合、登記機関は確認を行い、且つその場で登記し、登記通知書を発行し、速やかに営業許可証を発行する。 その場での登記を行わない場合、登記機関は申請者に申請書類受取証を発行し、且つ 3 営業日以内に申請書類を審査しなければならない。状況が複雑な場合、登記機関の責任者の承認を得て、3 営業日延長し、且つ書面で申請者に知らせることができる。 申請書類に不備があり、又は法定の形式を満たさない場合、登記機関は申請書類を申請者に返却し、且つ補正が必要な書類を一括で申請者に通知しなければならない。申請者は、補正した後、申請書類を再提出しなければならない。 市場主体の登記範疇に属さず、又は当該登記機関の登記管轄範囲に属さない事項は、登記機関は申請者に関連行政機関に申請するよう告知しなければならない。
第十九条 市场主体登记申请不符合法律、行政法规或者国务院决定规定，或者可能危害国家安全、社会公共利益的，登记机关不予登记，并出具不予登记通知书。 利害关系人就市场主体申请材料的真实性、合法性、有效性或者其他有关实体权利提起诉讼或者仲裁，对登记机关依法登记造成影响的，申请人应当在诉讼或者仲裁终结后，向登记机关申请办理登记。	第19条 （登記不能の事情） 市場主体登記の申請が、法律、行政法規又は國務院決定の規定に合致せず、又は国家の安全や社会公共の利益に危害を与える可能性がある場合、登記機関は登記せず、不登記通知書を発行する。 利害関係者が市場主体の申請書類の真実性、合法性、有効性又はその他の関連する実体的権利について、訴訟又は仲裁を提起し、登記機関の法に基づく登記に影響を与える場合、申請者は訴訟又は仲裁が終結した後、登記機関に登記を申請しなければならない。

第二十条 市场主体法定代表人依法受到任职资格限制的，在申请办理其他变更登记时，应当依法及时申请办理法定代表人变更登记。 市场主体因通过登记的住所（主要经营场所、经营场所）无法取得联系被列入经营异常名录的，在申请办理其他变更登记时，应当依法及时申请办理住所（主要经营场所、经营场所）变更登记。	第20条（代表者・住所の無効による変更登記） 市場主体の法定代表者が、法に基づいて任職資格の制限を受けた場合、他の変更登記を申請するとき、法に基づき、適時に法定代表者の変更登記を申請しなければならない。 市場主体が、登記された住所（主要経営場所、経営場所）を通じて連絡を取ることができず、経営異常リストに掲載された場合、他の変更登記を申請するとき、法に基づき、住所（主要経営場所、経営場所）の変更登記を適時に申請しなければならない。
第二十一条 公司或者农民专业合作社(联合社)合并、分立的，可以通过国家企业信用信息公示系统公告，公告期 45 日，应当于公告期届满后申请办理登记。 非公司企业法人合并、分立的，应当经出资人（主管部门）批准，自批准之日起 30 日内申请办理登记。 市场主体设立分支机构的，应当自决定作出之日起 30 日内向分支机构所在地登记机关申请办理登记。	第21条（登記申請時期） 会社又は農民専門合作社（連合社）が合併し、又は分割される場合、国家企業信用情報公示システムを通じて公告することができ、公告期間は 45 日とし、公告期間が満了した後に登記手続きを申請しなければならない。 非会社企業法人が合併し、又は分割される場合、出資者（主管部門）の承認を得て、承認の日から 30 日以内に登記手続きを申請しなければならない。 市場主体が分支機構を設立する場合、決定した日から 30 日以内に分支機構所在地の登記機関に登記手続きを申請しなければならない。
第二十二条 法律、行政法规或者国务院决定规定市场主体申请登记、备案事项前需要审批的，在办理登记、备案时，应当在有效期内提交有关批准文件或者许可证书。有关批准文件或者许可证书未规定有效期限，自批准之日起超过 90 日的，申请人应当报审批机关确认其效力或者另行报批。 市场主体设立后，前款规定批准文件或者许可证书内容有变化、被吊销、撤销或者有效期届满的，应当自批准文件、许可证书重新批准之日或者被吊销、撤销、有效期届满之日起 30 日内申请办	第22条（関連許認可証書） 法律、行政法規又は國務院決定において、市場主体の登記、届出事項の申請の前に審査認可を必要とすることが規定されている場合、登記又は届出の手続きを行うとき、有効期間内に関連認可文書又は許可証書を提出しなければならない。認可文書又は許可証書に有効期限が規定されておらず、認可日から 90 日を超えた場合、申請者は審査機関に報告してその効力を確認し、又は別途認可を申請しなければならない。 市場主体が設立された後、前項の規定による認可文書又は許可証書の内容に変化があり、取り上げられ、取り消され、又は有効期間が満了した場合、認可文書、許可証書が再認可された

理变更登记或者注销登记。	日、又は取り上げられ、取り消され、若しくは有効期間が満了した日から30日以内に変更登記又は抹消登記を申請しなければならない。
第二十三条 市场主体营业执照应当载明名称、法定代表人（执行事务合伙人、个人独资企业投资人、经营者或者负责人）姓名、类型（组成形式）、注册资本（出资额）、住所（主要经营场所、经营场所）、经营范围、登记机关、成立日期、统一社会信用代码。 电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力，市场主体可以凭电子营业执照开展经营活动。 市场主体在办理涉及营业执照记载事项变更登记或者申请注销登记时，需要在提交申请时一并缴回纸质营业执照正、副本。对于市场主体营业执照拒不缴回或者无法缴回的，登记机关在完成变更登记或者注销登记后，通过国家企业信用信息公示系统公告营业执照作废。	第23条（営業許可証） 市場主体営業許可証には、名称、法定代表人（執行事務パートナー、個人独資企業の出資者、経営者又は責任者）の氏名、類型（構成形式）、登録資本（出資額）、住所（主要経営場所、経営場所）、経営範囲、登記機関、設立日、統一社会信用コードを明記しなければならない。 電子営業許可証は、紙媒体の営業許可証と同等の法的効力を有し、市場主体は電子営業許可証に基づいて経営活動を展開することができる。 市場主体は、営業許可証記載事項に関する変更登記手続きを行い、又は抹消登記の申請を行うとき、申請提出時に、紙媒体の営業許可証の正本及び副本を一括して返却しなければならない。市場主体が営業許可証の返却を拒否し、又は返却不能の場合、登記機関は変更登記又は抹消登記を完了した後、国家企業信用情報公示システムを通じて営業許可証の廃棄を公告する。
第二十四条 外国投资者在中国境内设立外商投资企业，其主体资格文件或者自然人身份证明应当经所在国家公证机关公证并经中国驻该国使（领）馆认证。中国与有关国家缔结或者共同参加的国际条约对认证另有规定的除外。 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区投资者的主体资格文件或者自然人身份证明应当按照专项规定或者协议，依法提供当地公证机构的公证文件。按照国家有关规定，无需提供公证文件的除外。	第24条（外国出資者主体証明書類） 外国出資者が中国国内に外商投資企業を設立する場合、その主体資格書類又は自然人身分証明は、所在国の公証機関の公証を受け、且つ同国に駐在する中国大使館（領事館）の認証を受けなければならない。中国が関係国と締結し、又は共同で加盟する国際条約が認証に対して別途規定を有する場合を除く。 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地域の出資者の主体資格書類又は自然人身分証明については、特別な規定又は合意に従い、法に基づいて現地の公証機関の公証文書を提供しなければならない。国の関連規定により、公証文書を提供する必要が無い場合を除く。
第四章 設立登記	第四章 設立登記
第二十五条	第25条（設立登記申請資料）

申请办理设立登记，应当提交下列材料： (一) 申请书； (二) 申请人主体资格文件或者自然人身份证明； (三) 住所（主要经营场所、经营场所）相关文件； (四) 公司、非公司企业法人、农民专业合作社（联合社）章程或者合伙企业合伙协议。	設立登記手続きを申請する場合、次の資料を提出しなければならない。 (1) 申請書 (2) 申請者の主体資格書類又は自然人身分証明書 (3) 住所（主要経営場所、経営場所）に関する書類 (4) 会社、非会社企業法人、農民専門合作社（連合社）定款又はパートナー企業パートナー協定
第二十六条 申请办理公司设立登记，还应当提交法定代表人、董事、监事和高级管理人员的任职文件和自然人身份证明。 除前款规定的材料外，募集设立股份有限公司还应当提交依法设立的验资机构出具的验资证明；公开发行业股票的，还应当提交国务院证券监督管理机构的核准或者注册文件。涉及发起人首次出资属于非货币财产的，还应当提交已办理财产权转移手续的证明文件。	第26条 （会社設立登記申請資料） 会社の設立登記手続きを申請する場合、法定代表者、董事、監事、高級管理者の任職文書及び自然人身分証明も提出しなければならない。 前項に規定された資料のほか、株式会社を募集設立する場合、法に基づいて設立された出資監査機関が発行した出資監査証明も提出しなければならない。株式を公開発行する場合、国務院証券監督管理機構の承認又は登記書類も提出しなければならない。発起人の初回出資が非貨幣財産に該当する場合、財産権移転手続きを行ったことの証明書類も提出しなければならない。
第二十七条 申请设立非公司企业法人，还应当提交法定代表人的任职文件和自然人身份证明。	第27条 （非会社企業法人設立登記申請資料） 非会社企業法人の設立を申請する場合、法定代表者の任職文書及び自然人身分証明書も提出しなければならない。
第二十八条 申请设立合伙企业，还应当提交下列材料： (一) 法律、行政法规规定设立特殊的普通合伙企业需要提交合伙人的职业资格文件的，提交相应材料； (二) 全体合伙人决定委托执行事务合伙人的，应当提交全体合伙人的委托书和执行事务合伙人的主体资格文件或者自然人身份证明。执行事务合伙人是法人或者其他组织的，还	第28条 （パートナー企業設立登記申請資料） パートナー企業の設立を申請する場合、次の資料を提出しなければならない。 (1) 法律、行政法規によって特殊な普通パートナー企業を設立するときパートナーの職業資格書類を提出する必要があると規定されている場合、相応の資料を提出する。 (2) すべてのパートナーが執行事務パートナーに委任することを決定した場合は、すべてのパートナーの委任状及び執行事務パートナーの主体資格書類又は自然人身分証明を提

应当提交其委派代表的委托书和自然人身份证明。	出しなければならない。執行事務パートナーが法人又は他の組織である場合、その代表委任のための委任状及び自然人身分証明書も提出しなければならない。
第二十九条 申请设立农民专业合作社（联合社），还应当提交下列材料： （一）全体设立人签名或者盖章的设立大会纪要； （二）法定代表人、理事的任职文件和自然人身份证明； （三）成员名册和出资清单，以及成员主体资格文件或者自然人身份证明。	第29条（農民専門合作社設立登記申請資料） 農民専門合作社（連合社）の設立を申請する場合、次の資料も提出しなければならない。 （1）すべての設立者が署名し、又は捺印した設立大会記録 （2）法定代表人、理事の任職書類及び自然人身分証明 （3）構成員名簿、出資リスト及び構成員の主体資格書類又は自然人身分証明
第三十条 申请办理分支机构设立登记，还应当提交负责人的任职文件和自然人身份证明。	第30条（分支機構設立登記申請資料） 分支機構の設立登記を申請する場合、責任者の任職書類と自然人身分証明書を提出しなければならない。
第五章 变更登记	第五章 變更登記
第三十一条 市场主体变更登记事项，应当自作出变更决议、决定或者法定变更事项发生之日起 30 日内申请办理变更登记。 市场主体登记事项变更涉及分支机构登记事项变更的，应当自市场主体登记事项变更登记之日起 30 日内申请办理分支机构变更登记。	第31条（申請期限） 市場主体の變更登記事項は、変更決議、決定を行った日又は法定變更事項が発生した日から 30 日以内に變更登記手続きを申請しなければならない。 市場主体登記事項の變更が分支機構登記事項の變更に関わる場合、市場主体登記事項の變更登記の日から 30 日以内に分支機構變更登記手続きを申請しなければならない。
第三十二条 申请办理变更登记，应当提交申请书，并根据市场主体类型及具体变更事项分别提交下列材料： （一）公司变更事项涉及章程修改的，应当提交修改后的章程或者章程修正案；需要对修改章程作出决议决定的，还应当提交相关决议决定； （二）合伙企业应当提交全体合伙人或者合伙协议约定的人员签署的变更决定书；变更事项涉及修改合伙协议	第32条（申請資料） 變更登記手続きを申請する場合、申請書を提出し、且つ市場主体の類型と具体的變更事項に基づき、それぞれ次の資料を提出しなければならない。 （1）会社の變更事項が定款の修正に関わる場合、修正後の定款又は定款修正案を提出しなければならない。定款の改訂について決議決定を行う必要がある場合、関連決議決定も提出しなければならない。 （2）パートナー企業は、すべてのパートナー又は

的，应当提交由全体合伙人签署或者合伙协议约定的人员签署修改或者补充的合伙协议； (三) 农民专业合作社（联合社）应当提交成员大会或者成员代表大会作出的变更决议；变更事项涉及章程修改的应当提交修改后的章程或者章程修正案。	パートナー契約で約定された者が署名した変更決定書を提出しなければならない。変更事項がパートナー契約の修正に関わる場合、すべてのパートナーが署名し、又はパートナー契約で約定された者が署名して改訂又は補充されたパートナー契約を提出しなければならない。 (3) 農民専門合作社（連合社）は、構成員大会又は構成員代表大会が行った変更決議を提出しなければならない。変更事項が定款の改訂に関わる場合、改訂後の定款又は定款修正案も提出しなければならない。
第三十三条 市场主体更换法定代表人、执行事务合伙人（含委派代表）、负责人的变更登记申请由新任法定代表人、执行事务合伙人（含委派代表）、负责人签署。	第33条（代表者等交替申請の署名者） 市場主体が法定代表者、執行事務パートナー（委任代表を含む）、責任者を交替する変更登記申請は、新任法定代表者、執行事務パートナー（委任代表を含む）、責任者が署名する。
第三十四条 市场主体变更名称，可以自主申报名称并在保留期届满前申请变更登记，也可以直接申请变更登记。	第34条（名称変更） 市場主体は、名称を変更する場合、自主的に名称を申告し、且つ保留期間が満了する前に変更登記を申請することができ、直接変更登記を申請することもできる。
第三十五条 市场主体变更住所（主要经营场所、经营场所），应当在迁入新住所（主要经营场所、经营场所）前向迁入地登记机关申请变更登记，并提交新的住所（主要经营场所、经营场所）使用相关文件。	第35条（住所変更） 市場主体は、住所（主要經營場所、經營場所）を変更する場合、新住所（主要經營場所、經營場所）に転入する前に、転入地の登記機関に変更登記を申請し、且つ新しい住所（主要經營場所、經營場所）の使用に関する書類を提出しなければならない。
第三十六条 市场主体变更注册资本或者出资额的，应当办理变更登记。 公司增加注册资本，有限责任公司股东认缴新增资本的出资和股份有限公司的股东认购新股的，应当按照设立时缴纳出资和缴纳股款的规定执行。股份有限公司以公开发行新股方式或者上市公司以非公开发行新股方式增加注册资	第36条（出資変更） 市場主体は、登録資本又は出資額を変更する場合、変更登記手続きを行わなければならない。 会社が登録資本を増加し、有限責任会社の株主が新規増加資本の出資を引き受け、又は株式有限会社の株主が新株を引き受ける場合は、設立時の出資払込及び株代金納付の規定に従って実行しなければならない。株式有限会社が新株を公開発行する方式又は上場会社が新株を非公

本，还应当提交国务院证券监督管理机构的核准或者注册文件。 公司减少注册资本，可以通过国家企业信用信息公示系统公告，公告期 45 日，应当于公告期届满后申请变更登记。法律、行政法规或者国务院决定对公司注册资本有最低限额规定的，减少后的注册资本应当不少于最低限额。 外商投资企业注册资本（出资额）币种发生变更，应当向登记机关申请变更登记。	開発行する方式で登録資本を増加させる場合は、國務院証券監督管理機構の承認又は登録書類を提出しなければならない。 会社が登録資本を減少させる場合、国家企業信用情報公示システムを通じて公告することができ、公告期間は 45 日とし、公告期間が満了した後に变更登记を申請しなければならない。法律、行政法規又は國務院の決定が、会社の登録資本に対して最低限度額を規定する場合、減少後の登録資本は最低限度額を下回ってはならない。 外商投資企業の登録資本（出資額）通貨が変更された場合、登記機関に变更登记を申請しなければならない。
第三十七条 公司变更类型，应当按照拟变更公司类型的设立条件，在规定的期限内申请变更登记，并提交有关材料。 非公司企业法人申请改制为公司，应当按照拟变更的公司类型设立条件，在规定期限内申请变更登记，并提交有关材料。 个体工商户申请转变为企业组织形式，应当按照拟变更的企业类型设立条件申请登记。	第37条（類型変更） 会社が類型を変更する場合、変更を予定する会社類型の設立条件に従って、規定の期限内に变更登记を申請し、且つ関連資料を提出しなければならない。 非会社企業法人が会社への改組を申請する場合、変更を予定する会社類型の設立条件に従って、規定の期限内に变更登记を申請し、且つ関連資料を提出しなければならない。 個人商工業者が企業組織形式への転換を申請する場合、変更を予定する企業類型の設立条件に従って登記を申請しなければならない。
第三十八条 个体工商户变更经营者，应当在办理注销登记后，由新的经营者重新申请办理登记。双方经营者同时申请办理的，登记机关可以合并办理。	第38条（個人商工業者経営者変更） 個人商工業者が経営者を変更する場合、抹消登記を行った後、新しい経営者が再び登記手続きを申請しなければならない。両経営者が同時に手続きを申請する場合、登記機関は併せて手続きすることができる。
第三十九条 市场主体变更备案事项的，应当按照《条例》第二十九条规定办理备案。 农民专业合作社因成员发生变更，农民成员低于法定比例的，应当自事由发生之日起 6 个月内采取吸收新的农民	第39条（届出事項変更、農民専門合作社変更） 市場主体が届出事項を変更する場合、「条例」第 29 条の規定に基づき、届出手続きを行わなければならない。 農民専門合作社は、構成員の変更によって農民構成員が法定の割合を下回った場合、事由が

成员入社等方式使农民成员达到法定比例。农民专业合作社联合社成员退社，成员数低于联合社设立法定条件的，应当自事由发生之日起6个月内采取吸收新的成员入社等方式使农民专业合作社联合社成员达到法定条件。	発生した日から6ヶ月以内に新しい農民構成員を吸収して入社させる等の方法により、農民構成員の法定の割合を満たさなければならない。農民専門合作社連合社の構成員が退社し、構成員数が連合社の設立法定条件を下回った場合、事由が発生した日から6ヶ月以内に新しい構成員を吸収して入社させる等の方法により、農民専門合作社連合社の構成員の法定条件を満たさなければならない。
第六章 歇业	第六章 休眠
第四十条 因自然灾害、事故灾难、公共卫生事件、社会安全事件等原因造成经营困难的，市场主体可以自主决定在一定时期内歇业。法律、行政法规另有规定的除外。	第40条（休眠条件） 自然災害、事故災害、公共衛生事件、社会安全事件等の原因によって経営が困難となった場合、市場主体は一定期間休眠することを自主的に決定することができる。法律、行政法規に別途規定がある場合を除く。
第四十一条 市场主体决定歇业，应当在歇业前向登记机关办理备案。登记机关通过国家企业信用信息公示系统向社会公示歇业期限、法律文书送达地址等信息。 以法律文书送达地址代替住所（主要经营场所、经营场所）的，应当提交法律文书送达地址确认书。 市场主体延长歇业期限，应当于期限届满前30日内按规定办理。	第41条（休眠届出） 市場主体が休眠を決定する場合、休眠前に登記機関にて届出手続きを行わなければならない。登記機関は、国家企業信用情報公示システムを通じて休眠期間、法律文書送達住所等の情報を社会に公示する。 法律文書送達住所を住所（主要経営場所、経営場所）の代替とする場合は、法律文書送達住所確認書を提出しなければならない。 市場主体が休眠期間を延長する場合、期間満了前の30日間において、規定に基づいて手続きを行わなければならない。
第四十二条 市场主体办理歇业备案后，自主决定开展或者已实际开展经营活动的，应当于30日内在国家企业信用信息公示系统上公示终止歇业。 市场主体恢复营业时，登记、备案事项发生变化的，应当及时办理变更登记或者备案。以法律文书送达地址代替住所（主要经营场所、经营场所）的，应当及时办理住所（主要经营场所、经	第42条（休眠の終了） 市場主体が休眠届出を行った後、自主的に経営活動を展開することを決定し、又は既に実際に経営活動を展開した場合は、30日以内に国家企業信用情報公示システムにおいて休眠を終了することを公示しなければならない。 市場主体が営業を再開する場合、登記事項又は届出事項に変更が生じたときは、速やかに変更登記又は届出の手続きを行わなければならない。法律文書送達住所を住所（主要経営場所、

营场所) 变更登记。 市场主体备案的歇业期限届满, 或者累计歇业满 3 年, 视为自动恢复经营, 决定不再经营的, 应当及时办理注销登记。	經營場所) の代替とする場合は、速やかに住所（主要經營場所、經營場所）の変更登記手続きを行わなければならない。 市場主体が届出を行った休眠期間が満了し、又は累計で休眠が満 3 年となった場合、自動的に経営を再開したものとみなし、以降経営しないことを決定した場合、速やかに抹消登記を行わなければならない。
第四十三条 歇业期间, 市场主体以法律文书送达地址代替原登记的住所（主要经营场所、经营场所）的, 不改变歇业市场主体的登记管辖。	第43条（休眠中の登記管轄） 休眠期間において、市場主体が法律文書送付住所を元の登記住所（主要經營場所、經營場所）の代替とする場合、休眠する市場主体の登記管轄は変更しない。
第七章 注销登记	第七章 抹消登記
第四十四条 市场主体因解散、被宣告破产或者其他法定事由需要终止的, 应当依法向登记机关申请注销登记。依法需要清算的, 应当自清算结束之日起 30 日内申请注销登记。依法不需要清算的, 应当自决定作出之日起 30 日内申请注销登记。市场主体申请注销后, 不得从事与注销无关的生产经营活动。自登记机关予以注销登记之日起, 市场主体终止。	第44条（申請期限） 市場主体が解散し、破産を宣告され、又はその他法定事由によって終了することを要する場合、法に基づき、登記機関に抹消登記を申請しなければならない。法に基づいて清算することを要する場合は、清算終了の日から 30 日以内に抹消登記を申請しなければならない。法に基づいて清算することを要しない場合は、決定を行った日から 30 日以内に抹消登記を申請しなければならない。市場主体が抹消を申請した後、抹消と関係の無い生産經營活動に従事してはならない。登記機関が抹消登記を行った日に、市場主体は終了する。
第四十五条 市场主体注销登记前依法应当清算的, 清算组应当自成立之日起 10 日内将清算组成员、清算组负责人名单通过国家企业信用信息公示系统公告。清算组可以通过国家企业信用信息公示系统发布债权人公告。	第45条（清算） 市場主体が、抹消登記前に、法に基づいて清算しなければならない場合、清算組は設立の日から 10 日以内に清算組の構成員、清算組の責任者名簿を、国家企業信用情報公示システムを通じて公告しなければならない。清算組は国家企業信用情報公示システムを通じて債権者公告を發表することができる。
第四十六条 申请办理注销登记, 应当提交下列材料:	第46条（申請資料） 抹消登記手続きを申請する場合、次の資料を提出しなければならない。

(一) 申请书； (二) 依法作出解散、注销的决议或者决定，或者被行政机关吊销营业执照、责令关闭、撤销的文件； (三) 清算报告、负责清理债权债务的文件或者清理债务完结的证明； (四) 税务部门出具的清税证明。 除前款规定外，人民法院指定清算人、破产管理人进行清算的，应当提交人民法院指定证明；合伙企业分支机构申请注销登记，还应当提交全体合伙人签署的注销分支机构决定书。 个体工商户申请注销登记的，无需提交第二项、第三项材料；因合并、分立而申请市场主体注销登记的，无需提交第三项材料。	(1) 申請書 (2) 法に基づいて解散、抹消の決議若しくは決定を行い、又は行政機関に営業許可証を取り上げられ、閉鎖若しくは取消しを命じられた文書 (3) 清算報告、債権債務の整理を担当することの文書、又は債務整理完了の証明 (4) 税務部門が発行した納税完了証明 前項の規定のほか、人民法院が清算人、破産管理人を指定して清算を行う場合、人民法院が指定する証明を提出しなければならない。パートナー企業の分支機構が抹消登記を申請する場合、パートナー全員が署名した分支機構抹消決定書も提出しなければならない。 個人商工業者が抹消登記を申請する場合、第2号、第3号の資料を提出することを要しない。合併、分割によって市場主体の抹消登記を申請する場合、第3号の資料を提出することを要しない。
第四十七条 申请办理简易注销登记，应当提交申请书和全体投资人承诺书。	第47条（簡易抹消登記の申請資料） 簡易抹消登記を申請する場合は、申請書及び投資者全員の承諾書を提出しなければならない。
第四十八条 有下列情形之一的，市场主体不得申请办理简易注销登记： (一) 在经营异常名录或者市场监督管理严重违法失信名单中的； (二) 存在股权（财产份额）被冻结、出质或者动产抵押，或者对其他市场主体存在投资的； (三) 正在被立案调查或者采取行政强制措施，正在诉讼或者仲裁程序中的； (四) 被吊销营业执照、责令关闭、撤销的； (五) 受到罚款等行政处罚尚未执行完毕的； (六) 不符合《条例》第三十三条规定的	第48条（簡易抹消登記不可の状況） 次のいずれかの状況に該当する場合、市場主体は簡易抹消登記を申請してはならない。 (1) 経営異常リスト又は市場監督管理の重大違法信用喪失リストに掲載されているとき (2) 出資権（財産持分）が凍結され、質権若しくは動産抵当権が設定され、又はその他市場主体に対して投資しているとき (3) 立件調査され、又は行政強制措置を受けており、訴訟又は仲裁手続き中であるとき (4) 営業許可証を取り上げられ、閉鎖又は取消しを命じられたとき (5) 罰金等の行政処罰を受け、執行が完了していないとき (6) 「条例」第33条に規定されたその他の状況を

其他情形。	満たさないとき
第四十九条 申请办理简易注销登记，市场主体应当将承诺书及注销登记申请通过国家企业信用信息公示系统公示，公示期为20日。 在公示期内无相关部门、债权人及其他利害关系人提出异议的，市场主体可以于公示期届满之日起20日内向登记机关申请注销登记。	第49条（簡易抹消登記の公示） 簡易抹消登記を申請する場合、市場主体は承諾書及び抹消登記申請を、国家企業信用情報公示システムを通じて公示しなければならず、公示期間は20日とする。 公示期間内に関連部門、債権者及びその他の利害関係者から異議申し立てが無い場合、市場主体は公示期間満了日から20日以内に登記機関に抹消登記を申請することができる。
第八章 撤销登记	第八章 登記の取消し
第五十条 对涉嫌提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得市场主体登记的行为，登记机关可以根据当事人申请或者依职权主动进行调查。	第50条（虚偽登記） 虚偽の資料を提出し、又は他の詐欺手段を用いて重要な事実を隠蔽し、市場主体登記を取得した疑いのある行為に対し、登記機関は、当事者の申請に基づき、又は自発的に調査を行うことができる。
第五十一条 受虚假登记影响的自然人、法人和其他组织，可以向登记机关提出撤销市场主体登记申请。涉嫌冒用自然人身份的虚假登记，被冒用人应当配合登记机关通过线上或者线下途径核验身份信息。 涉嫌虚假登记市场主体的登记机关发生变更的，由现登记机关负责处理撤销登记，原登记机关应当协助进行调查。	第51条（取消し申請） 虚偽登記の影響を受けた自然人、法人及びその他組織は、登記機関に市場主体登記取消しの申請を提出することができる。自然人の身分を冒用した虚偽登記の疑いがある場合、冒用された者は、登記機関がオンライン又はオフラインの方法によって身分情報を確認することに協力しなければならない。 虚偽登記した疑いのある市場主体の登記機関に変更が生じた場合、現登記機関が登記取消しの処理に責任を負い、元の登記機関は調査に協力しなければならない。
第五十二条 登记机关收到申请后，应当在3个工作日内作出是否受理的决定，并书面通知申请人。 有下列情形之一的，登记机关可以不予受理： （一）涉嫌冒用自然人身份的虚假登记，被冒用人未能通过身份信息核验的；	第52条（受理・不受理の決定） 登記機関は、申請を受領した後3営業日以内に受理するか否かを決定し、且つ申請者に書面で通知しなければならない。 次のいずれかの状況に該当する場合、登記機関は受理しないことができる。 （1）自然人の身分を冒用した虚偽登記の疑いがあり、冒用された者の身分情報の確認が得られなかった場合

(二) 涉嫌虚假登记的市场主体已注销的，申请撤销注销登记的除外； (三) 其他依法不予受理的情形。	(2) 虚偽登記の疑いがある市場主体がすでに抹消された場合。ただし、抹消登記の取消しを申請した場合を除く。 (3) その他法によって受理されない状況
第五十三条 登记机关受理申请后，应当于3个月内完成调查，并及时作出撤销或者不予撤销市场主体登记的决定。情形复杂的，经登记机关负责人批准，可以延长3个月。 在调查期间，相关市场主体和人员无法联系或者拒不配合的，登记机关可以将涉嫌虚假登记市场主体的登记时间、登记事项，以及登记机关联系方式等信息通过国家企业信用信息公示系统向社会公示，公示期45日。相关市场主体及其利害关系人在公示期内没有提出异议的，登记机关可以撤销市场主体登记。	第53条（調査期間） 登記機関は、申請を受理した後3ヶ月以内に調査を完了し、且つ市場主体の登記を取り消すか取り消さないかの決定を速やかに行わなければならない。状況が複雑な場合、登記機関の責任者の承認を得て、3ヶ月延長することができる。 調査期間において、関連する市場主体及び人員が連絡を取ることができず、又は協力しない場合、登記機関は虚偽登記の疑いのある市場主体の登記時期、登記事項、及び登記機関の連絡先等の情報を国家企業信用情報公示システムによって社会に公示することができ、公示期間は45日とする。関連する市場主体とその利害関係者が公示期間内に異議申立てを行わなかった場合、登記機関は市場主体の登記を取り消すことができる。
第五十四条 有下列情形之一的，经当事人或者其他利害关系人申请，登记机关可以中止调查： (一) 有证据证明与涉嫌虚假登记相关的民事权利存在争议的； (二) 涉嫌虚假登记的市场主体正在诉讼或者仲裁程序中的； (三) 登记机关收到有关部门出具的书面意见，证明涉嫌虚假登记的市场主体或者其法定代表人、负责人存在违法案件尚未结案，或者尚未履行相关法定义务的。	第54条（調査の中止） 次のいずれかの状況に該当する場合、当事者又は他の利害関係者の申請により、登記機関は調査を中止することができる。 (1) 虚偽登記の疑いに関する民事的権利に争議があることを証明する証拠がある場合 (2) 虚偽登記の疑いのある市場主体が訴訟又は仲裁手続き中である場合 (3) 登記機関が関連部門の発行した書面意見を受領し、虚偽登記の疑いがある市場主体又はその法定代表者、責任者に違法事案があり、解決しておらず、又は関連の法定義務を履行していないことを証明した場合
第五十五条 有下列情形之一的，登记机关可以不予撤销市场主体登记： (一) 撤销市场主体登记可能对社会公共	第55条（登記を取り消さない決定） 次のいずれかの状況に該当する場合、登記機関は、市場主体の登記を取り消すことを要しない。

利益造成重大损害； (二)撤销市场主体登记后无法恢复到登记前的状态； (三)法律、行政法规规定的其他情形。	(1) 市場主体の登記を取消しによって社会公共の利益に重大な損害を与えられる可能性がある場合 (2) 市場主体の登記を取り消した後、登記前の状態に戻すことができない場合 (3) 法律、行政法規に規定されたその他の状況
第五十六条 登记机关作出撤销登记决定后，应当通过国家企业信用信息公示系统向社会公示。	第56条 （登記取消しの公示） 登記機関は、登記取消しを決定した後、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。
第五十七条 同一登记包含多个登记事项，其中部分登记事项被认定为虚假，撤销虚假的登记事项不影响市场主体存续的，登记机关可以仅撤销虚假的登记事项。	第57条 （部分的虚偽登記） 1つの登記に複数の登記事項が含まれ、そのうち一部の登記事項が虚偽と認定された場合、虚偽の登記事項を取り消すことが市場主体の存続に影響しないとき、登記機関は虚偽の登記事項のみを取り消すことができる。
第五十八条 撤销市场主体备案事项的，参照本章规定执行。	第58条 （届出事項の取消し） 市場主体の届出事項を取り消す場合は、本章の規定を参照して執行する。
第九章 档案管理	第九章 書類管理
第五十九条 登记机关应当负责建立市场主体登记管理档案，对在登记、备案过程中形成的具有保存价值的文件依法分类，有序收集管理，推动档案电子化、影像化，提供市场主体登记管理档案查询服务。	第59条 （文書の収集管理） 登記機関は、市場主体の登記管理書類を構築し、登記、届出の過程で形成された保存価値のある文書を法に基づいて分類し、秩序的に収集管理し、書類の電子化、映像化を推進し、市場主体の登記管理書類の照会サービスを提供しなければならない。
第六十条 申请查询市场主体登记管理档案，应当按照下列要求提交材料： (一)公安机关、国家安全机关、检察机关、审判机关、纪检监察机关、审计机关等国家机关进行查询，应当出具本部门公函及查询人员的有效证件； (二)市场主体查询自身登记管理档案，应当出具授权委托书及查询人员的有效证件；	第60条 （照会申請資料） 市場主体登記管理書類の照会を申請する場合、次の要求に従って資料を提出しなければならない。 (1) 公安機関、国家安全機関、検察機関、裁判機関、規律検査監察機関、監査機関等の国家機関が照会を行う場合、当該部門の公文書及び照会者の有効な証明書を発行しなければならない (2) 市場主体が自らの登記管理書類を照会する場合、授權委託書及び照会者の有効な証明書

(三) 律师查询与承办法律事务有关市场主体登记管理档案, 应当出具执业证书、律师事务所证明以及相关承诺书。 除前款规定情形外, 省级以上市场监督管理部门可以结合工作实际, 依法对档案查询范围以及提交材料作出规定。	を発行しなければならない。 (3) 弁護士が法律事務を引き受けた関連市場主体の登記管理書類を照会する場合、執業証明書、弁護士事務所証明及び関連承諾書を発行しなければならない。 前項に規定する状況を除き、省級以上の市場監督管理部門は、業務の実際の状況を踏まえ、法に基づき書類の照会範囲及び提出資料について規定することができる。
第六十一条 登记管理档案查询内容涉及国家秘密、商业秘密、个人信息的, 应当按照有关法律、法规规定办理。	第61条 (機密・個人情報の処理) 登記管理書類の照会内容が国家秘密、商業秘密、個人情報に関わる場合は、関連する法律法規の規定に基づいて処理しなければならない。
第六十二条 市场主体发生住所(主要经营场所、经营场所)迁移的, 登记机关应当于 3 个月内将所有登记管理档案移交迁入地登记机关管理。档案迁出、迁入应当记录备案。	第62条 (登記移転) 市場主体に住所（主要経営場所、経営場所）の移転が生じた場合、登記機関は 3 ヶ月以内にすべての登記管理書類を移転先登記機関の管理に移さなければならない。書類の転出、転入は、記録して登録しなければならない。
第十章 监督管理	第十章 監督管理
第六十三条 市场主体应当于每年 1 月 1 日至 6 月 30 日, 通过国家企业信用信息公示系统报送上一年度年度报告, 并向社会公示。 个体工商户可以通过纸质方式报送年度报告, 并自主选择年度报告内容是否向社会公示。 歇业的市场主体应当按时公示年度报告。	第63条 (年度報告) 市場主体は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、国家企業信用情報公示システムを通じて前年度の年度報告を提出し、且つ社会に公示しなければならない。 個人商工業者は、紙媒体で年度報告を提出することができ、且つ年度報告の内容を社会に公示するか否かを自主的に選択することができる。 休眠した市場主体は、期限どおりに年度報告を公示しなければならない。
第六十四条 市场主体应当将营业执照(含电子营业执照)置于住所(主要经营场所、经营场所)的醒目位置。 从事电子商务经营的市场主体应当在其首页显著位置持续公示营业执照信息或者其链接标识。	第64条 (営業許可証) 市場主体は、営業許可証（電子営業許可証を含む）を住所（主要経営場所、経営場所）の目を引く場所に置かなければならない。 電子商取引経営に従事する市場主体は、そのトップページの目立つ位置に営業許可証情報又はそのリンクマークを継続的に公示しなければならない。

营业执照记载的信息发生变更时，市场主体应当于 15 日内完成对应信息的更新公示。市场主体被吊销营业执照的，登记机关应当将吊销情况标注于电子营业执照中。	ならない。 営業許可証に記載されている情報に変更が生じた場合、市場主体は 15 日以内に対応する情報の更新公示を完了しなければならない。市場主体が営業許可証を取り上げられた場合、登記機関は取上げの状況を電子営業許可証に注記しなければならない。
第六十五条 登记机关应当对登记注册、行政许可、日常监管、行政执法中的相关信息进行归集，根据市场主体的信用风险状况实施分级分类监管，并强化信用风险分类结果的综合应用。	第65条（信用リスク管理） 登記機関は、登記登録、行政許可、日常監督管理、行政取締りにおける関連情報を収集し、市場主体の信用リスク状況に基づいて等級分類監督管理を実施し、且つ信用リスク分類結果の総合的適用を強化しなければならない。
第六十六条 登记机关应当随机抽取检查对象、随机选派执法检查人员，对市场主体的登记备案事项、公示信息情况等进行抽查，并将抽查检查结果通过国家企业信用信息公示系统向社会公示。必要时可以委托会计师事务所、税务师事务所、律师事务所等专业机构开展审计、验资、咨询等相关工作，依法使用其他政府部门作出的检查、核查结果或者专业机构作出的专业结论。	第66条（抜き取り検査） 登記機関は、無作為に検査対象を抜き取り、無作為に取締検査人員を選出して派遣し、市場主体の登記届出事項、公示情報状況等について抜き取り検査を行い、且つ抜き取り検査の結果を国家企業信用情報公示システムによって社会に公示しなければならない。必要な時は、会計士事務所、税理士事務所、弁護士事務所等の専門機関に監査、出資監査、コンサルティング等の関連業務を委託し、他の政府部門が行った検査、確認の結果又は専門機関が下した専門的結論を法に基づいて使用することができる。
第六十七条 市场主体被撤销设立登记、吊销营业执照、责令关闭，6 个月内未办理清算组公告或者未申请注销登记的，登记机关可以在国家企业信用信息公示系统上对其作出特别标注并予以公示。	第67条（抹消登記未申請の公示） 市場主体が設立登記を取り消され、営業許可証を取り上げられ、閉鎖を命じられた場合において、6 ヶ月以内に清算組の公告を行わず、又は抹消登記を申請しないとき、登記機関は、国家企業信用情報公示システムに特別な注記を行い、且つ公示することができる。
第十一章 法律责任	第十一章 法的責任
第六十八条 未经设立登记从事一般经营活动的，由登记机关责令改正，没收违法所得；拒不改正的，处 1 万元以上 10 万元以下的罚款；情节严重的，依法责令关	第68条（設立登記のない一般経営） 設立登記を行わずに一般経営活動に従事している場合は、登記機関が是正を命じ、違法所得を没収する。是正を拒否する場合、1 万元以上 10 万元以下の罰金に処する。情状が重い場合、

闭停业，并处 10 万元以上 50 万元以下的罚款。	法に基づき閉鎖休業を命じ、且つ 10 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。
第六十九条 未经设立登记从事许可经营活动或者未依法取得许可从事经营活动的，由法律、法规或者国务院决定规定的部门予以查处；法律、法规或者国务院决定没有规定或者规定不明确的，由省、自治区、直辖市人民政府确定的部门予以查处。	第69条 （設立登記のない許可経営） 設立登記を行わずに許可経営活動に従事し、又は法に基づく許可を得ずに経営活動に従事した場合、法律、法規又は国務院の決定が規定する部門が調査し、処分する。法律、法規又は国務院の決定に規定が無く、又は規定が不明確な場合は、省、自治区、直轄市の人民政府が確定する部門が調査し、処分する。
第七十条 市场主体未按照法律、行政法规规定的期限公示或者报送年度报告的，由登记机关列入经营异常名录，可以处 1 万元以下的罚款。	第70条 （経営異常リスト） 市場主体が法律、行政法規に規定された期限によって公示せず、年度報告を提出していない場合は、登記機関が経営異常リストに掲載し、1 万元以下の罰金に処することができる。
第七十一条 提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得市场主体登记的，由登记机关依法责令改正，没收违法所得，并处 5 万元以上 20 万元以下的罚款；情节严重的，处 20 万元以上 100 万元以下的罚款，吊销营业执照。 明知或者应当知道申请人提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实进行市场主体登记，仍接受委托代为办理，或者协助其进行虚假登记的，由登记机关没收违法所得，处 10 万元以下的罚款。 虚假市场主体登记的直接责任人自市场主体登记被撤销之日起 3 年内不得再次申请市场主体登记。登记机关应当通过国家企业信用信息公示系统予以公示。	第71条 （虚偽登記） 虚偽の資料を提出し、又は他の詐欺手段を用いて重要な事実を隠蔽し、市場主体登記を取得した疑いのある場合は、登記機関が法に基づいて是正を命じ、違法所得を没収し、且つ 5 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。情状が重い場合、20 万元以上 100 万元以下の罰金に処し、営業許可証を取り上げる。 申請者が虚偽の資料を提出し、又は他の詐欺手段を用い、重要な事実を隠蔽して市場主体登記を行ったことを知っており、又は知っているべき場合においてもなお手続き代行を受託し、又は虚偽登記に協力したときは、登記機関が違法所得を没収し、10 万元以下の罰金に処する。 虚偽の市場主体登記の直接責任者は、市場主体登記が取り消された日から 3 年間、市場主体登記を申請してはならない。登記機関は国家企業信用情報公示システムによって公示しなければならない。
第七十二条 市场主体未按规定办理变更登记，由登记机关责令改正；拒不改正的，处 1 万元以上 10 万元以下的罚款；情节	第72条 （變更登記未実施） 市場主体が規定に従った変更登記手続きを行っていない場合は、登記機関が是正を命じる。是正を拒否する場合、1 万元以上 10 万元以下の

严重的，吊销营业执照。	罰金に処する。情状が重い場合、営業許可証を取り上げる。
第七十三条 市场主体未按规定办理备案的，由登记机关责令改正；拒不改正的，处 5 万元以下的罚款。 依法应当办理受益所有人信息备案的市场主体，未办理备案的，按照前款规定处理。	第73条 （届出未実施） 市場主体が規定に従った届出手続きを行っていない場合は、登録機関が是正を命じる。是正を拒否する場合、5 万元以下の罰金に処する。 法によって受益所有者情報届出を行わなければならない市場主体が届出手続きを行わない場合は、前項の規定に従って処理する。
第七十四条 市场主体未按照本实施细则第四十二条规定公示终止歇业的，由登记机关责令改正；拒不改正的，处 3 万元以下的罚款。	第74条 （休眠終了公示未実施） 市場主体が本実施細則第 42 条の規定に従って休眠終了を公示しない場合は、登記機関が是正を命じる。是正を拒否する場合、3 万元以下の罰金に処する。
第七十五条 市场主体未按规定将营业执照置于住所（主要经营场所、经营场所）醒目位置的，由登记机关责令改正；拒不改正的，处 3 万元以下的罚款。 电子商务经营者未在首页显著位置持续公示营业执照信息或者相关链接标识的，由登记机关依照《中华人民共和国电子商务法》处罚。 市场主体伪造、涂改、出租、出借、转让营业执照的，由登记机关没收违法所得，处 10 万元以下的罚款；情节严重的，处 10 万元以上 50 万元以下的罚款，吊销营业执照。	第75条 （営業許可証関連の違反） 市場主体が規定に従って営業許可証を住所（主要経営場所、経営場所）の目を引く場所に置いていない場合、登記機関が是正を命じる。是正を拒否する場合、3 万元以下の罰金に処する。 電子商取引經營者がトップページの目立つ位置に営業許可証情報又は関連リンクマークを継続的に公示していない場合、登記機関は「中華人民共和国電子商取引法」に基づいて処罰する。 市場主体が営業許可証を偽造し、書換え、貸出し、貸与し、又は譲渡した場合は、登記機関が違法所得を没収し、10 万元以下の罰金に処する。情状が重い場合は、10 万元以上 50 万元以下の罰金に処し、営業許可証を取り上げる。
第七十六条 利用市场主体登记，牟取非法利益，扰乱市场秩序，危害国家安全、社会公共利益的，法律、行政法规有规定的，依照其规定；法律、行政法规没有规定的，由登记机关处 10 万元以下的罚款。	第76条 （市場主体登記の悪用） 市場主体登記を利用して、不法な利益をむさぼり、市場秩序を乱し、国家の安全や社会公共利益に危害を与える場合、法律、行政法規に規定があるときはその規定に従う。法律、行政法規に規定がない場合は、登記機関が 10 万元以下の罰金に処する。
第七十七条 违反本实施细则规定，登记机关确	第77条 （罰金の確定） 本実施細則の規定に違反し、登記機関が罰金

定罚款幅度时，应当综合考虑市场主体的类型、规模、违法情节等因素。 情节轻微并及时改正，没有造成危害后果的，依法不予行政处罚。初次违法且危害后果轻微并及时改正的，可以不予行政处罚。当事人有证据足以证明没有主观过错的，不予行政处罚。	の程度を確定する場合、市場主体の類型、規模、違法の情状等の要素を総合的に考慮しなければならない。 情状が軽く、且つ適時に是正され、危害のある結果をもたらしていない場合は、法によって行政処罰を行わない。初めての違法で、危害の結果が軽微で、且つ適時に是正された場合、行政処罰を行うことを要しない。当事者が主観的過失の無いことを証明する十分な証拠を有する場合は、行政処罰を行わない。
第十二章 附則	第十二章 附則
第七十八条 本实施细则所指申请人，包括设立登记时的申请人、依法设立后的市场主体。	第78条 （申請者） 本実施細則における申請者には、設立登記時の申請者、法に基づいて設立された後の市場主体を含む。
第七十九条 人民法院办理案件需要登记机关协助执行的，登记机关应当按照人民法院的生效法律文书和协助执行通知书，在法定职责范围内办理协助执行事项。	第79条 （人民法院への協力） 人民法院が事案を処理するために登記機関が執行に協力する必要がある場合、登記機関は人民法院の発効法律文書と執行協力通知書に基づき、法定職責の範囲内で執行事項の協力手続きを行う。
第八十条 国家市场监督管理总局根据法律、行政法规、国务院决定及本实施细则，制定登记注册前置审批目录、登记材料和文书格式。	第80条 （登記目録・資料様式の制定） 国家市場監督管理総局は、法律、行政法規、國務院の決定及び本実施細則に基づき、登記登録前審査認可目録、登記資料及び文書様式を制定する。
第八十一条 法律、行政法规或者国务院决定对登记管理另有规定的，从其规定。	第81条 （別途規定の優先） 法律、行政法規又は國務院の決定において登記管理についての別途規定がある場合、その規定に従う。
第八十二条 本实施细则自公布之日起施行。1988年11月3日原国家工商行政管理局令第1号公布的《中华人民共和国企业法人登记管理条例施行细则》，2000年1月13日原国家工商行政管理局令第94号公布的《个人独资企业登记管理办法》，2011年9月30日原国家工商行	第82条 （施行日と廃止規定） 本実施細則は公布日から施行する。1988年11月3日に元の国家工商行政管理局令第1号によって公布された「中華人民共和國企業法人登記管理条例施行細則」、2000年1月13日に元の国家工商行政管理局令第94号によって公布された「個人独資企業登記管理弁法」、2011年9月30日に元の国家工商行政管理総局令第56号によっ

政管理总局令第 56 号公布的《个体工商户登记管理办法》，2014 年 2 月 20 日原国家工商行政管理总局令第 64 号公布的《公司注册资本登记管理规定》，2015 年 8 月 27 日原国家工商行政管理总局令第 76 号公布的《企业经营范围登记管理规定》同时废止。

て公布された「個人商工業者登記管理弁法」、2014 年 2 月 20 日に元の国家工商行政管理総局令第 64 号によって公布された「会社登録資本登記管理規定」、2015 年 8 月 27 日に元の国家工商行政管理総局令第 76 号によって公布された「企業経営範囲登記管理規定」は、同時に廃止する。



華鐘諮詢